

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 規 則

- 行政資料等の写しの交付に関する規則  
（県政情報・文書課） 一
- 納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則  
（税 務 課） 一
- 申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
（市町村課） 二

## 訓 令 甲

- 標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令  
（人 事 課） 二
- 会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に  
関する規程の一部を改正する訓令  
（ 同 ） 三
- 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令  
（ 同 ） 三
- 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する  
訓令  
（ 同 ） 三
- 保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令  
（ 同 ） 四
- 技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令  
（ 同 ） 四
- 職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令  
（ 同 ） 四
- 公印規程の一部を改正する訓令  
（県政情報・文書課） 四
- 文書規程の一部を改正する訓令  
（ 同 ） 五
- 行政文書の写しの交付等に要する費用  
（県政情報・文書課） 六

## 規 則

行政資料等の写しの交付に関する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十六号

行政資料等の写しの交付に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、情報公開条例（平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。）第四章の規定の趣旨に基づき、県政に関する情報を積極的に提供し、広く県民等の利便に資するために行う行政資料等の写しの交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において「行政資料等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 知事が別に定める県政情報センター及び県政情報コーナーに備え付け、閲覧に供している行政資料、配布資料及び一般公表資料
- 二 行政文書（条例第二条第二項に規定する行政文書をいう。）のうち、条例第八条第一項に規定する不開示情報が記録されていないものであって、当該行政文書に記録されている情報を提供することができるもの（前号に掲げるものを除く。）

(行政資料等の写しの交付)

第三条 知事は、県民等の求めに応じ、行政資料等の写しの交付を行うものとする。

2 前項の規定による写しの交付は、書面に複写したもの、電磁的記録を他の記録媒体に複写したもの又は電磁的記録を出力した書面により行うものとする。

3 第一項の規定により行政資料等の写しの交付を受ける者は、当該行政資料等の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

4 前項の規定により行政資料等の写しの交付を受ける者が負担しなければならない費用については、知事が別に定める。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十七号

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則  
納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則（昭和四十九年宮城県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中「千分の一」を「千分の十」に改める。

第六条第二項中「第四条第一項」を「第四条」に、「同項」を「同条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 改正後の納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則第四条の規定は、令和六年度分の予算に係る交付金から適用し、令和五年度以前の予算に係る交付金で令和六年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十八号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則（平成十二年宮城県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項中

- |     |   |
|-----|---|
| ホ   | 筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十六号。ホにおいて「規則」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの |
| (1) | 規則第四条第一項の規定による認定の申請   |
| (2) | 規則第五条第二項の規定による更新の申請   |
| (3) | 規則第六条の規定による変更の届出  |
| (4) | 規則第七条第二項の規定による取消しの届出  |

を

ホ 削除

- 「に、
- チ 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（平成三十年宮城県規則第八八号。チにおいて「規則」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの
- (1) 規則第七条第一項の規定による認定の申請
  - (2) 規則第九条第一項の規定による認定の更新の申請
  - (3) 規則第十条第一項の規定による取消しの申請
  - (4) 規則第十一条の規定による書換えの申請
  - (5) 規則第十二条の規定による再交付の申請
  - (6) 規則第十四条第一項ただし書の規定による交付の請求

を

- チ 肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則（平成三十年宮城県規則第八八号。チにおいて「規則」という。）に基づく申請等のうち、次に掲げるもの
- (1) 規則第七条第一項の規定による認定の申請
  - (2) 規則第九条第一項の規定による認定の更新の申請
  - (3) 規則第十条第一項の規定による取消しの申請
  - (4) 規則第十一条の規定による書換えの申請
  - (5) 規則第十二条の規定による再交付の申請
  - (6) 規則第十四条第一項ただし書の規定による交付の請求

に

改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改める。

第二条の表三の項中「同条第三項の表に掲げる災害援護専門監、危機管理企画専門監、原子力防衛対策専門監、デジタル企画専門監、企画・評価専門監、スポーツ振興専門監、緑化推進専門監、水道事業広域連携専門監、消費者相談専門監、男女共同参画推進専門監、保健福祉政策専門監、社会福祉指導監査専門監、医療政策専門監、介護政策専門監、健康政策専門監、子ども・子育て支援専門監、雇用推進専門監、農業政策専門監、農業普及指導専門監、先進的園芸推進専門監、事業管理計画専門監、農地集積指導専門監、水産政策専門監、総合治水対策専門監、港湾振興専門監、空港振興専門監、広域防災拠点整備専門監、住宅管理指導専門監」を「同条第三項第一号の表に掲げる災害援護担当課長、原子力防災対策担当課長、全国知事会担当課長、企画・評価担当課長、情報システム戦略担当課長、地域鉄道担当課長、消費者相談担当課長、社会福祉指導監査担当課長、地域医療連携担当課長、介護政策担当課長、観光誘客推進担当課長、農業普及指導担当課長、先進的園芸担当課長、港湾振興担当課長、空港振興担当課長、水道事業広域連携担当課長及び住宅管理指導担当課長、同条第三項第二号の表に掲げる危機管理企画専門監、スポーツ振興専門監、緑化推進専門監、男女共同参画推進専門監、保健福祉政策専門監、子ども・子育て支援専門監、雇用推進専門監、農業政策専門監、事業管理計画専門監、農地集積指導専門監、水産政策専門監、総合治水対策専門監」を削り、「場長、技術副所長」を「場長」に改め、「水産振興専門監」を削り、「監視伝染病対策専門監」に改め、同表四の項中「高等看護学校」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第二号

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

（第八条第一項中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第二号」に改める。  
第十七条に次の一項を加える。

3 前項の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同項中「第十九条第四項」とあるのは「第二十条第三項」と、「第十七条」とあるのは「第二十条第一項において読み替えて準用する同規則第十七条」と、「第十九条第二項の期末手当基礎額」とあるのは「第二十条第二項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第三号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県石油コンビナート等防災本部の項中「経済商工観光部長」を

「経済商工観光部長」に、「経済商工観光部副部長（経済商工観光部長が指名するものに限る）」を  
「経済商工観光部副部長（経済商工観光部長が指名するものに限る）」に改め  
「農政部長（農政部長が指名するものに限る）」を

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第四号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令  
特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（昭和六十年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「保健所の専門的な栄養指導に関する事務を分掌する班に所属する職員」を「保健所に所属する職員で専門的な栄養指導に関する事務を行うもの」に、「当該班」を「当該課又は保健所」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保健所等の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

保健所等の職員の任命に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。  
第三条第一項の表中「仙台保健福祉事務所岩沼支所」を「仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

技能労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

技能労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第二号」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第七号

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服等貸与規程（昭和四十八年宮城県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。  
別表六の項を削り、同表七の項を同表六の項とし、同表八の項から十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表十八の項を次のように改める。

十七 海外渡航に関する受付業務に従事する職員	事務服（上下） ブラウス又はワイシャツ	一 二	一 二年 三年
---------------------------	------------------------	--------	---------------

別表十九の項を同表十八の項とする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第八号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

児童相談 所 支所 所用	方二八	宮 城 県 知 事 印 東 部 児 童 相 談 所 支 所 支 所 支 所	東 部 児 童 相 談 所 支 所 支 所 支 所 支 所
-----------------------	-----	--	--

を

児童相談 所支所用	方二八	宮 城 県 知 事 印 ( 児 童 相 談 所 用 支 所 名 )	児童相談 所各支所用
--------------	-----	--	---------------

に改め、同表2の項中

児童相談 所支所用	方二八	宮 城 県 知 代 印 宮 城 県 知 事 印 東 部 児 童 相 談 所 用 支 所 名 )	児童相談 所各支所用
--------------	-----	--	---------------

を

児童相談 所支所用	方二八	宮 城 県 知 代 印 宮 城 県 知 事 印 東 部 児 童 相 談 所 用 支 所 名 )	児童相談 所各支所用
--------------	-----	--	---------------

に改め、同表4の項及び5の項中

東 部 児 童 相 談 所 支 所 用 宮 城 県 知 事 印 ( 児 童 相 談 所 用 支 所 名 )	東 部 児 童 相 談 所 支 所 用 宮 城 県 知 事 印 ( 児 童 相 談 所 用 支 所 名 )	東 部 児 童 相 談 所 支 所 用 宮 城 県 知 事 印 ( 児 童 相 談 所 用 支 所 名 )
--	--	--

に改め、同表

10の項中「出納局会計課長」を「出納局出納総務課長」に改め、同表12の項中「出納局会計課」を「出納局出納総務課」に改める。

附 則

様式第五号中「」を「」に改める。

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第四号中「押しして」の下に「、又は送付印と同様の事項を記載した用紙を添付して」

を加える。

第三十三条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 国の機関に発する陳情書及び要望書（特に公印を押すべき事情があると認められるものを除く。）

別表第一第二号(2)中「行政経営推進課」を「行政経営企画課」に、

「再エネ第 号 再生可能エネルギー室」を

「次エネ第 号 次世代エネルギー室」に、

「医療第 号 医療政策課」を

「医療第 号 医療政策課」に、

「新コロナ第 号 新型コロナウイルス調整室

「福祉第 号 子育て社会推進課」を

「福祉第 号 子育て社会推進課」に、

「観光第 号 観光政策課

「観光第 号 観光政策課」を

「都市第 号 都市計画課」を

「都市第 号 都市計画課」に、

「都市第 号 都市環境課」に、

「出指第 号 会計課

「出指第 号 会計指導検査室」を

「出総第 号 出納総務課

「出総第 号 出納管理課」に、

「宮城県仙台保健福祉事務所岩沼支所」を「宮城県仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所」に、

「高看第 号 宮城県高等看護学校

「子総第 号 宮城県子ども総合センター」を



「子総第 号 宮城県子ども総合センター」に、  
 「中児第 号 宮城県中央児童相談所」を  
 「中児第 号 宮城県中央児童相談所黒川支所」に、  
 「宮城県女性相談センター」を「宮城県女性相談支援センター」に改める。  
 別表第二第七号1、同表第八号1(一)及び同表第九号1中「」を「」に改める。  
 様式第一号、様式第四号、様式第五号、様式第九号、様式第十七号から様式第十九号までの様式及び様式第二十六号中「」を「」に改める。

附 則

- (施行期日)  
 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 改正前の文書規程の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の文書規程の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第二百二十六号

情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号)第十三条第二項の規定により供与を受ける物品、個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第八十七条第一項の規定により供与を受ける物品、個人情報保護に関する法律施行条例(令和四年宮城県条例第七十二号)第十四条第二項の規定により供与を受ける物品、行政資料等の写しの交付に関する規則(令和六年宮城県規則第三十六号)第三条第一項の規定により交付を受ける行政資料等の写し(以下これらを総称して「供与物品」という。)に対して負担しなければならない費用を次のように定め、令和六年四月一日から施行する。  
 なお、平成十五年宮城県告示第三百十一号(行政文書の写し等)に対して負担しなければならない費用は、令和六年三月三十一日限り、廃止する。

令和六年三月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 供与物品に対して負担しなければならない費用

- 1 紙を供与する場合は、一枚につき十円(単色)、三十円(多色)とする。
- 2 紙以外のものを供与する場合は、供与物品の作成に要する実費とし、その金額に十円未満の端数があるときは、その端数は十円に切り上げるものとする。

- 3 2の場合において、供与物品となる記録媒体が単価契約の対象である場合は、2にいう供与物品の作成に要する実費とは、当該年度における単価契約の単価とする。
- 4 供与物品に対して負担しなければならない費用は、県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて掲示して公表しなければならない。

二 供与物品の作成

- 1 供与物品の作成は、県の職員が、県の機器及び県の物品を用いて行うものとする。
- 2 原本(供与物品を作成する対象の行政文書その他の物をいう。)の大きさ、種別、容量等と等しく供与物品を作成するものとする。ただし、利用者が希望する場合において、複写作業に著しい支障を及ぼさないときは、拡大又は縮小を行うことができる。

三 供与物品(紙)を作成する場合

- (1) 日本産業規格A列三番を最大とする。この場合において、原本の大きさが日本産業規格A列三番を超えるときは、分割して複写するものとする。
- (2) 原本の大きさが日本産業規格A列三番を超える場合を除き、原本一枚につき一枚を作成するものとし、二枚以上の原本により一枚を作成することは、行わない。ただし、製本された原本(加除式のものを含む。)を見開きで複写する場合は、この限りでない。
- (3) 両面への作成は行わないものとする。ただし、両面印刷されている公表資料等で、製本されていないものを複写する場合は、二倍の費用を負担させて両面への作成を行うことができる。

四 供与物品(紙を除く。)を作成する場合

- (1) 未使用の記録媒体を使用して作成する。
- (2) 原本一部につき一部を作成するものとする。

五 供与物品の送付のために負担しなければならない費用

郵送等のために要する費用は、郵便料金、宅配便等の実費とする。

六 費用の納入方法

- 1 供与物品の交付を受けるときは、その費用は、現金により納付しなければならない。
- 2 1にかかわらず、郵送により供与物品の交付を受ける場合で、当該交付を受ける者が国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体であるときは、知事の発行する納入通知書により費用を納入することができる。
- 3 2の場合において、郵便料金の実費は、当該郵便料金相当額の郵便切手を提出することによって代えることができる。

七 その他

供与物品又はその作成について、一から四までによりできない特別な事情があるときは、

その都度、知事が定める。